

長野県塩尻市地域 基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

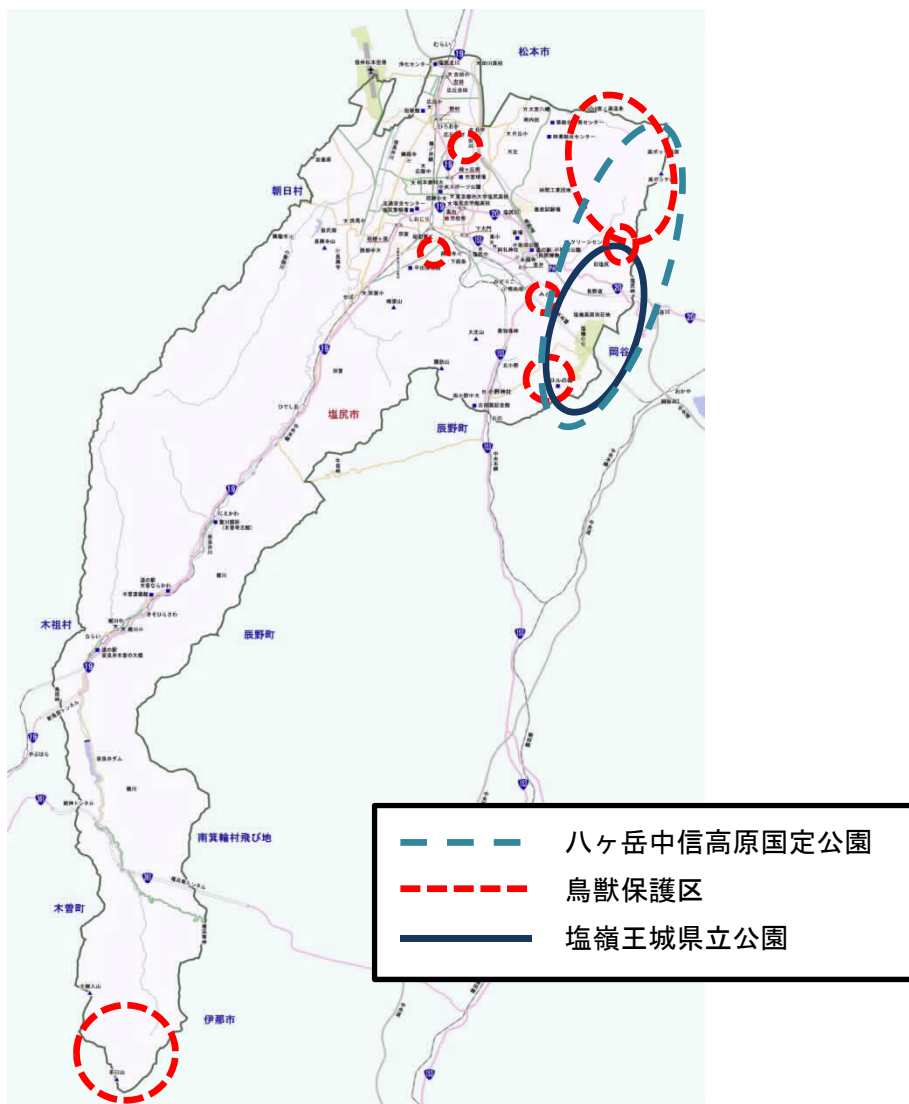
(1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 8 月 31 日現在における長野県塩尻市の行政区域とする。概ねの面積は 2 万 9 千ヘクタール程度（塩尻市面積）である。

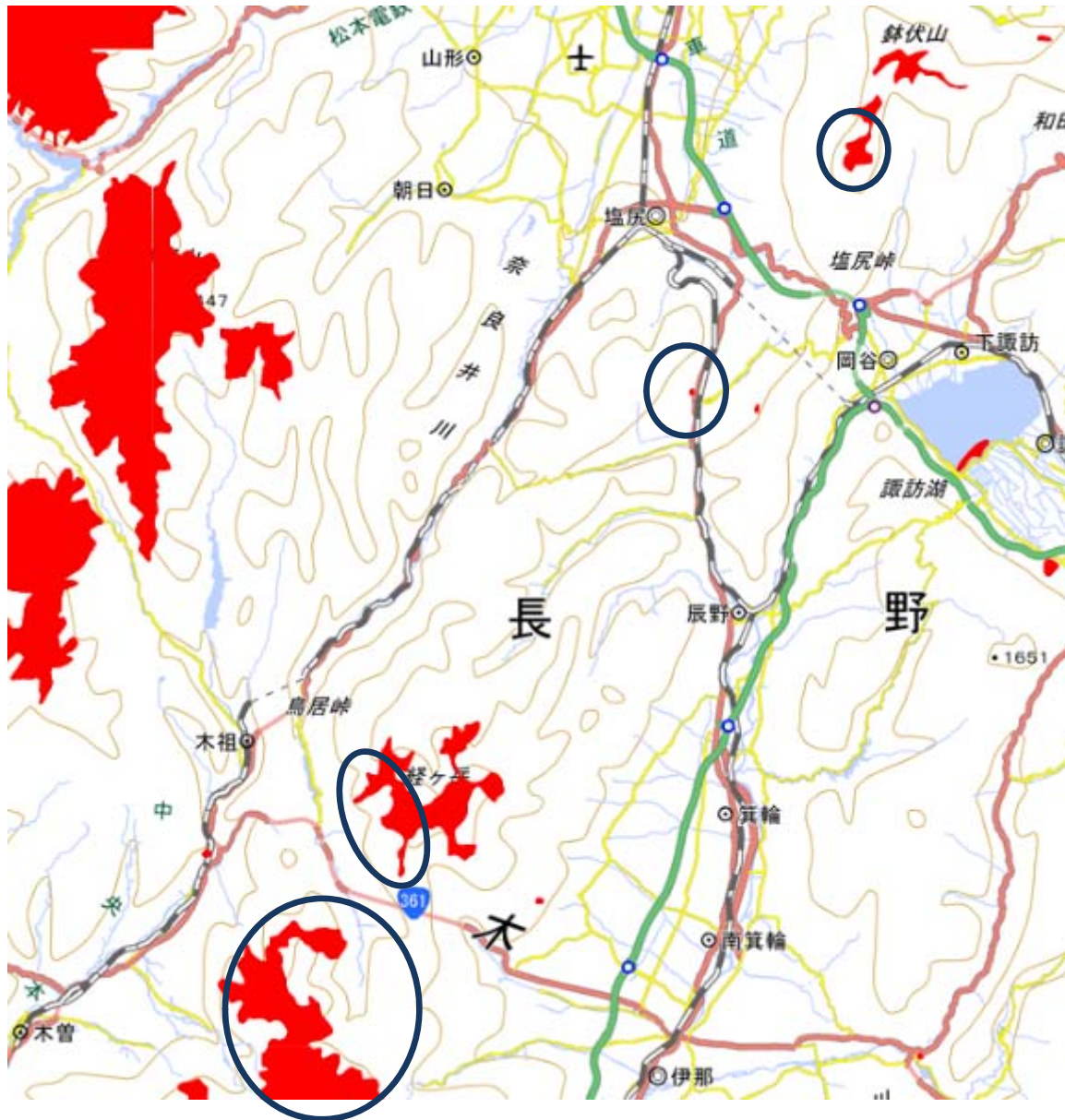
なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（旧名：日本の重要湿地 500）、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域並びにシギ・チドリ類渡来湿地及び国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、本促進区域には存在しない。

また、本促進区域内における自然公園法に規定する八ヶ岳中信高原国定公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する塩嶺王城県立公園並びに環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落については、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において配慮すべき事項を記載する。

塩尻市全域



環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

塩尻市は、松本盆地の南端、長野県のほぼ中央に位置し、東西 17.7 キロメートル、南北 37.8 キロメートルと南北に長く、北アルプス、鉢盛連峰、東山・高ボッチ山、さらには中央アルプスの山並みを背景に田園風景が広がり、自然環境に恵まれた地域である。また、古くから東に江戸、西に京都へと続く中山道を軸に、善光寺街道、三州街道が交差し、太平洋側と日本海側の交通が交差する交通の結節点となっており、現在でも鉄道はJR中央東線・西線及び篠ノ井線が通過し、主要幹線道路は、長野自動車道のほか、一般国道 19 号、20 号及び 153 号が通過するなど、交通の要衝となっている。また昭和 40 年には松本空港（信州まつもと空港）が開港し、国際化に向けた要件も備えている。

産業面では、製造業、農業を主たる産業として発展してきた。基幹産業である製造業は、精密機械工業が集積する諏訪地方に隣接した立地を利用して、市内に最先端の技術、人材、拠点施設等が集積し、精密機械工業の部品供給基地として栄え、市内産業を牽引している。農業においては、都市近郊型の利

を生かして、野菜と果樹の生産体制が形成され、レタス、ブドウ、リンゴ、ナシなど種類豊富に栽培されている。また、欧州系ブドウを原料とするワインの醸造は、国内外で高い評価を受けている。

観光面においては、奈良井宿、平出遺跡などの歴史的・文化的遺産、さらに八ヶ岳中信高原国定公園などの自然資源も豊富であり、また400年以上の伝統を誇る木曾漆器は、今なおその技術を継承しつつ、地場産業として栄えていることに加え、観光資源の一つとしても名を馳せている。

近年では、ICT産業の振興に市として新たに注目し、平成12年には市内130キロメートルにわたる光ファイバーネットワーク網を市独自に整備し、また平成18年にはICT関連産業の起業支援施設である「塩尻インキュベーションプラザ（通称：SIP）」を整備するなど、市内へのICT関連産業の集積を図っている。

また林業においても、全国3番目の有数の森林県である長野県と同様に市の面積の約8割が森林であることから、その豊富な森林資源を活用し、その利益を山側に還元することで林業再生や循環型地域社会の形成、地域の活性化を図ることを目的に、平成24年9月より「信州F・POWERプロジェクト」を長野県、民間企業、大学、金融機関とともに産学官金連携体制を構築して推進している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は、平成24年経済センサス活動調査によると、雇用者数の約3.5割、売上高の約4割、付加価値額の約4割が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている。前述の通り、精密機械工業が集積する諏訪地方に隣接し、部品供給基地として最先端の技術、人材、拠点施設等が集積している地域性を生かし、今後はより成長性の高い新事業への参入及び事業拡大を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行うことを目指す。加えて製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用者数の約3割を占める卸売・小売、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	1,200百万円	

(算定根拠)

促進区域の全産業付加価値額(1,276億円)の約1%(内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」が示す中長期的な潜在成長率である0.8%を上回る成長率として設定)にあたる12億円の増額を目標値とする。これは、平成24年経済センサス活動調査による本県の1事業所当たりの付加価値額(3,685万円)が全国平均(5,324万円)を下回っていることから、その平均値に近づけ、さらに上回るためには、全国の成長率を上回る目標設定が必要と考え、設定したものである。

また、これは促進区域内の製造業の付加価値額(636億円)の約2%に当たるなど地域経済に対するインパクトが大きい。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）から（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3,685 万円（長野県の 1 事業所当たり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 6%増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 6%増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 10%増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字の区域とする。

○塩尻市大字片丘字洞沢、源十窪、富士塚及び源十

【概況及び公共施設等の整備状況】

概ねの面積は約 25ha 程度である。

本区域は、地域の特性として第三次塩尻市国土利用計画（平成 27 年 4 月策定）において、「自然と共生複合利用エリア」として位置づけられ、交通の利便性に優れた立地条件を生かすとともに、市民や来訪者が自然景観や自然由来資源を生かした複合的土地利用により、生み出される付加価値を体験・享受できる施設等の整備を図ることの方針が示されていることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、本区域は農用地区域及び市街化調整区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合に合っては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

【関連計画における記載等】

塩尻市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、「土地利用促進エリア」として位置づけられ、長野自動車道の塩尻インターチェンジに近接した立地特性を生かし、周辺の自然環境等の地域の特性に配慮しながら重点的に開発を進め、土地の有効な利用の促進を図る方針が示されている。

塩尻市農業振興地域整備計画における記載：本区域の一部の農用地区域については、周辺の自然環境

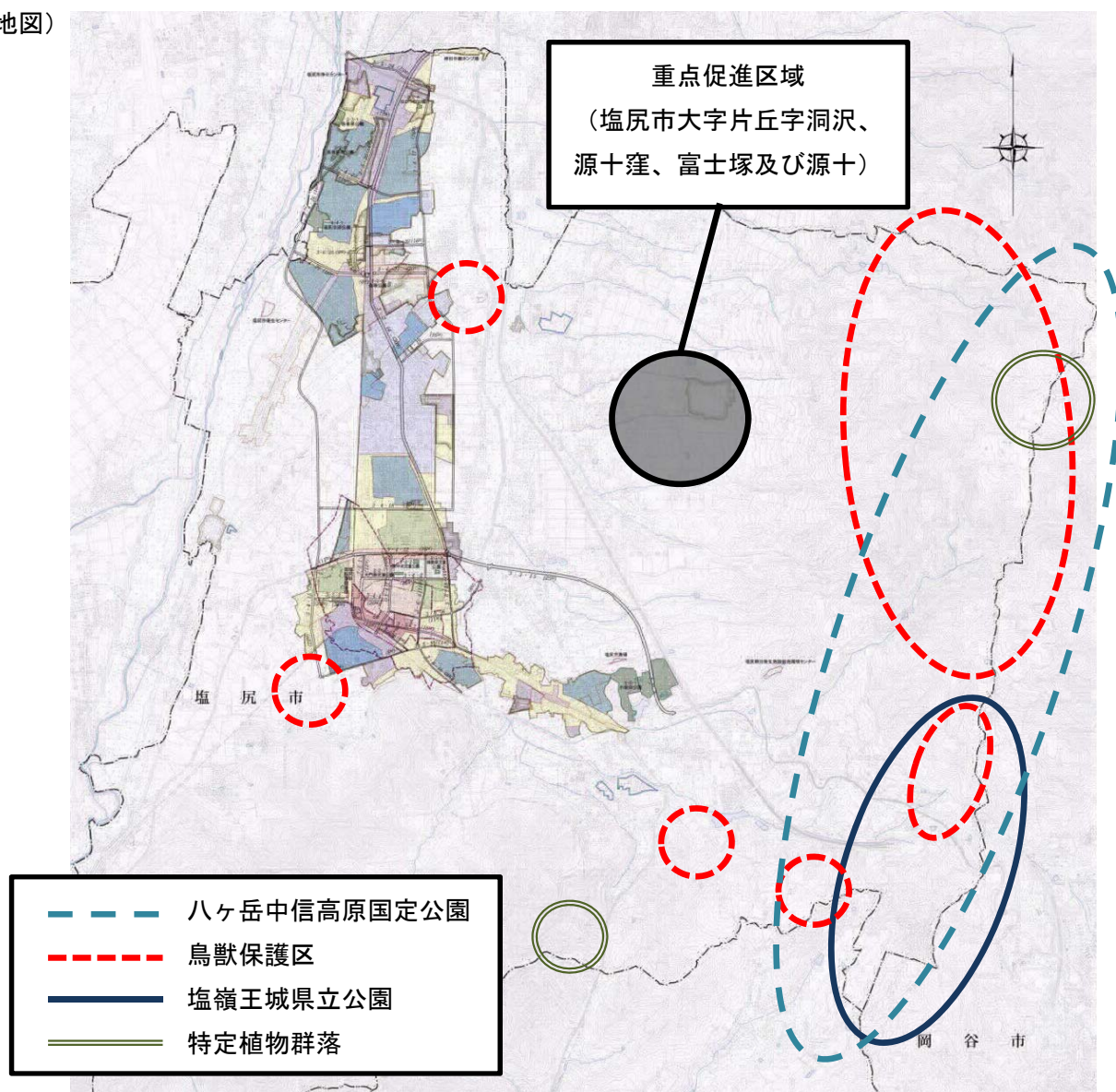
に配慮しつつ、木質バイオマスエネルギーを活用した体験型を含む施設園芸や自然共生型の市民の健康増進拠点の整備等の土地利用を図る方針が示されている。

塩尻市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載：塩尻市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、上記の計画を踏まえ、木質バイオマスをはじめとする地域資源を活用したエネルギーの自給体制を構築し、公共機関や事業所、一般家庭への普及を図る方針が示されている。

長野県創生総合戦略における記載：「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略～信州創生戦略～」においても、安定的かつ効率的な木材生産を実現するため、「信州F・POWERプロジェクト」を起爆剤として県産材生産体制の強化を図る方針が示されている。「信州F・POWERプロジェクト」の具体的な取組については、「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」にて説明する。

なお、本促進区域内に存在する、自然公園法に規定する八ヶ岳中信高原国定公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する塩嶺王城県立公園並びに環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落については、本重点促進区域内には存在しない。

(地図)



(2) 区域設定の理由

塩尻市では、前述のとおり平成24年9月より「信州F・POWERプロジェクト」を長野県、民間企業、大学、金融機関とともに産学官金連携体制のもと推進しており、本区域はそのプロジェクトの拠点区域として位置づけられ、平成27年4月には信州全域の豊富な森林資源を無駄なく活用するための「集中型木材加工施設」が当該区域内に整備され、今後も「木質バイオマス発電所」の整備が予定されているなど、林業を産業として復活させるためのシステムや、新たな域内エネルギー循環システムが構築される場としての要件を備えていることから、当該プロジェクト用地を含めた、塩尻市大字片丘の当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、既存の工業団地は全て立地がされており、当該団地に立地することは困難である。また、信州F・POWERプロジェクトによる新たな域内エネルギー循環システムを構築するためのエネルギー効率の観点から、当該プロジェクトの「集中型木材加工施設」及び「木質バイオマス発電所」に近接していることが不可欠であり、市街化区域では困難であることから、当該区域を設定した。なお、当該区域内において、現在、上記施設に近接する遊休地等の活用可能な用地は存在しない。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

該当なし。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①豊富な森林資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
- ②機械・金属・電機・電子・情報等の精密機器関連企業の産業集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

- ①豊富な森林資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

塩尻市は、長野県の中心に位置し、県のほぼ全域を100km圏内でカバーすることで木材の集材拠点となりうる立地特性を保有し、かつ、市域面積約2万9千ヘクタールの75%にあたる約2万2千ヘクタールが森林である。

しかしながら、長野県における木材産業の現状は、森林資源の充実が進む一方で、それを生産・加工・流通するための体制が小規模・分散的であり、必ずしも豊富な森林資源を活かしきれていない状況である。また、長野県の森林資源は、戦後一斉に造成された影響により今後10年で約8割が利用可能な林齢を迎えることから、今後、森林の持つ多面的機能を継続して発揮していくためには、「森林と木材活用のサイクル」を持続的に確保していくことが必要となる。

このような状況を打開するため、県とともに塩尻市をフィールドとして、平成24年9月より「信州F・POWERプロジェクト」を産学官金連携体制のもと立ち上げ、森林資源を無駄なく活用し、その利益を山側に還元することで林業再生や循環型地域社会の形成、地域の活性化を図る取組を推進している。

平成26年度には、内閣官房地域活性化統合事務局が公募した「地域活性化モデルケース」に対し、信州F・POWERプロジェクトを核とした「森林資源の有効活用と循環型地域社会の形成による持続

可能な田園都市づくり」として提案を行い、平成 26 年 5 月に採択を受けた。

当該提案では、本プロジェクトから生まれるさまざまな効果を、「市街地再生」「農業再生」「林業再生」「農山村再生」「教育再生」の 5 つの再生に波及させることで、「雇用・木製品・エネルギー・収益」と「市民の森林への関心」を地域の中で有機的に循環させる仕組みを作り上げるとともに、都市部と農山村部とが融合し「森の文化」を醸成させていくことにより、市民生活における付加価値や魅力を高めた「選ばれる地域」の構築を目指すものとなっている。

信州 F・POWER プロジェクトの取組の一環である集中型木材加工施設の整備や、従前の取組等の成果により、市内における素材生産量は平成 28 年度で 5,705 m³となっており、地域活性化モデルケースの採択時基準値である平成 24 年度の 4,400 m³と比較して約 3 割の増加となっている。また新規雇用者数についても、木材加工者で約 40 名、素材生産者で約 40 名、素材運搬者で約 20 名となり、合計で約 100 名の雇用が創出されるなど、木材加工施設や今後ソヤノウッドパワー株式会社が整備予定である発電施設の整備等による直接雇用に加え、林業の川上部分である素材生産や運搬等においても新たな波及雇用の場が創出されている。

またプロジェクトにより新たに創出される木質バイオマスエネルギー（電気や熱）の利活用手法についても検討している。例えば地域 PPS を設立し、木質バイオマス発電所等から調達した電気を地域の需要家に供給する小売電気事業の立上げや、木材加工施設等から発生するオガコ等を原料としたペレット製造事業、ペレットやオガコ等を熱源とした複合健康ヘルスケア拠点施設の整備や、環境配慮型の農産物及びその加工品等の生産・販売等、地域内でエネルギーを供給・消費するシステムを構築し、エネルギーの循環型社会の形成を目指す取組について、それぞれ協議会を設立して検討しているなど、本市が継続的に取組む分野となっている。

また市としても平成 29 年 4 月 3 日に一般社団法人塩尻市森林公社を設立し、森林整備の促進、木質バイオマス発電施設への原木供給、自伐林家の育成、森林を通じた交流促進、特用林産物の振興など各種事業に取組む体制を整えるなど、塩尻市の木質バイオマスエネルギーを含めた森林資源の利活用促進を図る環境が整っていることから、県及び市は自然環境エネルギー分野を推進する。

②機械・金属・電機・電子・情報等の精密機器関連企業の産業集積を活用した成長ものづくり分野

前述のとおり、塩尻市は精密機械工業が集積する諏訪地方に隣接しており、部品供給基地として最先端の技術、人材、拠点施設等が集積していることを背景に、5 つの産業団地（角前産業団地、塩尻インター林間工業団地、塩尻アルプス工業団地、堅石原工業団地、今泉南テクノヒルズ産業団地）を整備し、約 110 社の機械・金属・電機・電子・情報等の精密関連企業が集積していることに加え、セイコーエプソン株式会社塩尻事業所、広丘事業所等の大企業も立地していることから、平成 24 年経済センサス活動調査では、雇用者数の約 3.5 割、売上高の約 4 割、付加価値額の約 4 割が製造業を占めているなど、製造業を中心とした経済構造をなしている。

そのような地域特性を生かし、市としても拠点施設として平成 18 年に塩尻インキュベーションプラザ（SIP）を整備し、地域製造業のポテンシャルと今後の展開方向を踏まえつつ、かつ社会経済の長期的な予測や変化の方向を捉え、適時適切な支援を実施している。具体的には、「機械金属系」のコーディネーターを配置し、市内外の企業とのマッチングや産学官連携支援を行う他、各種セミナーの開催や異業種連携研究会の発足など、新たなイノベーションの創出を図ることで企業の活性化を目指す取組を行っているなど、製造業を中心とした企業の事業拡大等を促進する環境が整っていることから、県及

び市は成長ものづくり分野を推進する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かして、各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを的確に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

本地域内において活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の減免措置に関する条例を検討する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①産業用地情報の逐次開示

地域の産業用地情報等については、塩尻市振興公社をワンストップ窓口として、地域の不動産関連業者から空き用地、空き工場情報等を収集する仕組みを構築している。それらの方法により収集した情報等について、市のホームページ等で公表するなど、情報を必要としている者が適切かつ容易に取得できるよう、環境を整備する。

②技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のために、開示できる技術情報に関しては、一般財団法人塩尻市振興公社を中心に、地域企業のニーズに沿って積極的にホームページやセミナー等にて情報発信していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

長野県松本地域振興局内、塩尻市産業振興事業部産業政策課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合、長野県庁、塩尻市役所内で連携して対応する。

(5) その他

産業団地等にアクセスする国県市道の整備促進を図る。その際、他県と連携してさらなる産業振興の活性化を図るため、広域的地域活性化基盤整備計画との連携も併せて検討する。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31～34 年度(最終年度)
【制度の整備】			
不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設	制度検討	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 産業用地情報の逐次開示	運用	運用	運用
② 技術情報の情報提供	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	設置	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、一般財団法人塩尻市振興公社、塩尻商工会議所、一般社団法人塩尻市森林公社、信州しおじり木質バイオマス推進協議会、また長野県が設置する公益財団法人長野県テクノ財団、公益財団法人長野県中小企業振興センター、長野県工業技術総合センターなど、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に生かし、連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、塩尻市及び長野県では、来年度中をめぐり、これらの支援機関の多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①一般財団法人塩尻市振興公社

塩尻市における都市環境の整備改善、都市機能の向上及び地域産業の振興に関する諸事業を、行政・民間と協働によって行うことにより、市街地及び地域産業の活性化に努め、塩尻市の発展と市民生活の向上に寄与することを目的として設立されている。

具体的には、企業による新事業への展開支援として、「ICT系」「機械金属系」のコーディネーターを塩尻インキュベーションプラザ（SIP）に配置し、異業種交流の場の提供や、新たな研究開発組織（コミュニティ）づくりを推進している。

②塩尻商工会議所

商工会議所法に基づいて設立された特別認可法人であり、その地区内における商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として、幅広い活動を行っている。

具体的には、各種商品展示会への出展支援や、中小企業経営者セミナー・ものづくりセミナー等の開催等、直接的に経営者に対する支援を行う独自事業のほか、市内企業が首都圏等の学生をインターシップとして長期間受け入れ、学生の視点を生かしながら経営のイノベーションを促す「実践型インターシップ」事業や、次世代の子ども達に対して「ものづくり」に対する興味を促す「こども科学探検団」

等の事業を行っている。

③公益財団法人長野県テクノ財団

「技術革新による地域産業の高度化と産業創出の促進」を目的に平成13年に設立され、企業に対し、「ネットワークづくり」、「技術」、「人づくり」、「国際展開」の面から支援を行っている。特に、国際的産学官連携による新技術・新製品の研究開発・事業化のサポートなどを行っている。中信地域を支援対象として活動している「アルプスハイランド地域センター」を含め、県内5ヶ所に拠点を有する。

④公益財団法人長野県中小企業振興センター

中小企業のマーケティング力の強化や経営革新・経営基盤強化・創業を支援するワンストップサービス機関として、関係機関と連携し、新分野進出・技術開発・国内外における販路開拓等の経営課題の解決の手伝いを行う。

⑤長野県工業技術総合センター

材料、精密加工、電子、環境、情報システム、食品加工等の技術分野の技術相談、依頼試験、施設利用、共同・受託研究、情報提供を通して、県内のものづくり中小企業が抱える技術課題の解決、技術開発の支援などを行っている。

⑥一般社団法人塩尻市森林公社

森林の持つ他面的機能の維持増進を目指して、多様な主体との連携を深め、それぞれの役割分担の基に、森林資源の利活用の促進に寄与することを目的に、平成29年4月3日に設立された。

具体的には、森林整備の促進、木質バイオマスの活用、自伐林家の育成・支援、森林を通じた交流促進、特用林産物の振興、森林の利活用に関する調査・研究・実証実験等を行うことにより、森林資源の利活用促進とともに、新たな域内循環システムの構築を目指す。

⑦信州しおじり木質バイオマス推進協議会

地域の豊富な森林資源（木質バイオマス）を利活用できる体制づくりの構築を図るとともに、地域資源等を活用した環境・エネルギー循環システムなどの確立に向けて協議することを目的に、平成24年12月に設立した。長野県、塩尻市、朝日村、筑北村、森林組合、JA、森林関連事業者、八十二銀行等、産官学金連携体制にて組織され、森林活用部会、木質ペレット部会等各専門部会では実務者レベルにて具体的な議論を進め、国の地方創生交付金等を活用しながら各種施策を推進している。

※その他支援機関についても、今後随時調整していく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全

に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本基本計画は公園計画との整合を図り、長野県環境部との調整を行ったうえで策定したものである。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、長野県環境部と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全を図られるよう十分配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穩の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また住民生活とともに企業の事業活動の安定のため、治水対策、地滑り、治山対策、砂防等水害、土砂災害の予防対策、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止のため、住民の理解を得ながら以下のような取組みについても推進する。

- ・企業の事業所付近、特に車両出入口、交差点等にミラーの設置、警備員の配置等求めていく。
- ・交通事故防止等のため、ガードレール設置、街路灯の設置、歩道の確保など、交通安全対策を進めていく。
- ・冬期間、山間部の道路凍結による事故を防ぐため、除雪、凍結防止に努める。
- ・地域の安全活動を推進するため、警察、自治体、防犯協会等関係機関と連携し、地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、活動に必要な物品、場所等を提供するなどの支援・協力に努める。
- ・犯罪又は事故発生時における警察への連絡体制を整備する。
- ・防犯意識向上の啓発及び防犯カメラや防犯性の高い施錠等防犯設備の充実を求めていく。
- ・犯罪が起きにくい防犯性の高い道路、公園等の整備普及を図る。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

毎年10月に開催される「塩尻市商工業振興審議会」、毎年度末に開催される「塩尻市木質バイオマス推進協議会」にて、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しについてホームページ等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

(農地) 塩尻市大字片丘字源十 8548 番地 1、字源十 8548 番地 2、字洞沢 8565 番地 1、字洞沢 8565 番地 3、字洞沢 8566 番地 1、字洞沢 8566 番地 2、字洞沢 8570 番地、字洞沢 8571 番地 1、字洞沢 8571 番地 2、字洞沢 8572 番地、字洞沢 8573 番地、字源十 8579 番地 1、字源十 8579 番地 2、字源十 8581 番地 1、字源十 8582 番地 1、字源十 8661 番地 1、字源十 8661 番地 2、字源十 8664 番地、字源十 8666 番地 2、字源十 8666 番地 5、字源十 8666 番地 7、字洞沢 8567 番地、字洞沢 8569 番地 1、字洞沢 8569 番地 2、字源十窪 8586 番地、字洞沢 8587 番地 1、字洞沢 8587 番地 2、字洞沢 8587 番地 3、富士塚 8588 番地、字源十 8589 番地、字源十 8590 番地、字源十窪 8591 番地 1、字源十窪 8591 番地 2、字源十窪 8593 番地 2、字源十窪 8593 番地 3、字源十窪 8593 番地 4、字源十 8598 番地 1、字源十 8598 番地 2、字源十 8598 番地 3、字源十 8598 番地 4、字洞沢 8599 番地 1、字洞沢 8600 番地

(市街化調整区域) 同上

※なお、重点促進区域面積約 25ha の内、約 19.7ha についてはすでに地区計画（片丘山麓しののめ地区地区計画）が設定されており、この区域に農地は存在しない。

(地区内における公共施設整備の状況)

地区内においては、既存にて道路、上下水道以外の公共施設は存在せず、今後も新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

(地域内の遊休地等の状況等)

重点促進区域の区域内においては、現在のところ遊休地等は確認できていない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(他計画との調和等)

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された区域については、第三次塩尻市国土利用計画、塩尻市都市計画マスタープラン及び塩尻市農業振興地域整備計画において、自然景観や自然由来資源、また交通の利便性に優れた立地条件を生かしつつ、木質バイオマスエネルギーを活用した体験型を含む施設園芸や自然共生型の市民の健康増進拠点の整備などを重点的に開発・促進する地域として位置づけられている。

今般、当該区域は、「信州 F・POWER プロジェクト」の推進により、集中型木材加工施設及び木質バイオマス発電所、またはプロジェクトから得られる木質バイオマスエネルギー（電気や熱）等を活用した地域経済牽引事業の用に供されることが想定されるものであることから、これらの方針と調和し

たものである。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、遊休地を含め上記(1)において把握された用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域には、農用地区域以外の地域を優先的に設定することとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること

やむを得ずこうした区域内における集団的農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

ほ場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤ 農地中間管理機構関連事業を実施した地域を含めないこと

当該事業の対象農地については、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととし、管理権の満了後も、上記①から③までの考え方にに基づきやむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本制度を活用した市街化調整区域における農地法及び農振法に係るもの以外の土地利用調整は行わない。

10 計画期間

本基本計画の計画期間は、計画同意の日から平成34年度末日までとする。